

(契約の趣旨)

第1条 甲と乙とは、機器の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借期間)

第2条 別表記載の借上装置（以下「装置」という。）の賃貸借期間は、頭書「借上期間」とする。

(納入、据付及び調整)

第3条 甲は、納入期限までに乙の据付仕様に基づき、装置の据付受入準備を完了するものとする。

2 乙は、装置を別表記載の納入期限までに納入し、その後速やかに据え付け、かつ甲において装置を使用できる状態に調整を完了して、借上期間開始日までに甲に引き渡すものとする。

3 乙は、装置に乙所定の様式により乙の所有に属する旨の標識を付するものとする。

(賃貸料)

第4条 装置の賃貸料は頭書記載の金額とする。

2 賃貸料は、借上期間開始日から起算し、本契約の終了または解除の日までを借上期間として暦月ごとに計算する。

3 賃貸料について、借上期間に1か月未満の端数を生じた場合は、月額賃貸料の30分の1に端数期間の日数を乗じて計算する。

(賃貸料の支払)

第5条 乙は、毎月の賃貸料を翌月の始めに請求し、甲は正当な請求書を受領した日から30日以内に請求書記載の方法により乙に対し現金で支払うものとする。

(保 険)

第6条 機器使用期間中の必要な保険については、乙が付保手続きを行い、保険料は乙の負担とする。

2 第15条第2号の規定により甲の負担する損害金は、乙が受け取った保険金の範囲内において免れるものとする。

3 保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付する。

(カード・テープその他の補給品)

第7条 甲は、装置の使用に関して乙の機器の劣化を促すような消耗品・その他補給品等は、乙の指定品を購入して使用するものとする。

2 甲は、乙の指定品以外のものを使用するときは、事前に乙の承諾を得ることとする。

この場合、乙は技術検証を行い支障がある場合を除き、速やかに承諾するものとする。

- 3 指定以外の使用によって生じた装置の事故について、乙は責任を負わない。ただし、前項で承諾したものを除く。

(装置の追加)

第8条 甲が装置の追加を希望する場合は、その装置について別途契約を締結するものとする。

(装置の取り替えまたは改造)

第9条 装置の取り替えまたは改造については、甲はあらかじめ文書をもって乙の承諾を求めるものとする。この場合、その費用は甲の負担とし、乙または乙の認める者がこれを行うものとする。

- 2 装置の取り替えまたは改造によって契約内容を改訂する必要がある場合は、変更契約を締結するものとする。ただし、取り替えの場合の装置の追加については第10条の規定によるものとする。

(他の機械器具の取り付け)

第10条 装置に他の機械器具を取り付ける必要がある場合、甲はあらかじめ文書をもって乙の承諾を求めるものとし、甲の費用負担において乙または乙の認める者がこれを行うものとする。

- 2 乙は前項の取り付けが装置の機能に支障を与えるものと認めたときは、甲の申し出を拒否することができる。

(装置の移転)

第11条 装置を頭書記載の据付場所から移転する必要があるときは、甲はあらかじめ文書によって乙の承諾を得るものとする。この場合、装置の移転に要する費用は甲の負担とし、乙または乙の認める者がこれを行うものとする。

(装置の返還)

第12条 本契約の終了または解除の場合には、甲は乙に対して装置を他の機械器具の取りはずし等によって引渡し当時の現状に復した上、ただちに返還しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により甲が装置を返還したときは、甲乙協議して定めた期間内にこれを引き取るものとする。
- 3 装置の返還にあたって、甲は乙または乙の委託をうけた者が装置を引渡し、荷造りおよび運送に立ち会うために派遣する社員の指示に協力するものとする。
- 4 装置の撤去搬出にあたり甲の立会いを得られない場合には、乙は乙の選択する公正な第三者の立会いのもとに据付場所に立ち入り、装置の撤去搬出を行うことができる。
- 5 装置返還後の旧据付場所の修復についての費用は、甲の負担とする。

(遅延損害金)

第13条 乙は、甲が債務の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払のあった日までの期間に応じ支払うべき金額に対し、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた遅延利息の率の割合で計算した遅延損害金を甲に請求することができる。

(善管義務)

第14条 甲は、装置の据付場所およびその状態をあらかじめ乙が申し出た温度、湿度その他良好な環境の下で維持管理し、また善良な管理者としての注意をもって装置を管理しなければならない。

2 甲の故意もしくは過失によって装置が損害を受け、またはこれに損害を与えた場合は、乙は甲に対し損害賠償金を請求することができる。

(禁止事項)

第15条 甲は、文書による乙の事前の承諾がない限り、次の行為をすることができない。
甲がこれに違反し乙が損害を被ったときは、甲はその損害賠償責任を負うものとする。

- (1) 装置を質権、譲渡担保その他他人の権利の目的物とすること。
- (2) 装置につき留置権ならびに同時履行の抗弁権を行使すること。

(通知義務)

第16条 下記の場合、甲は遅滞なく乙に通知しなければならない。

- (1) 装置につき乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、またはそのおそれがあるとき。
- (2) 装置につき盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(立入権及び秘密保持)

第17条 乙は、契約期間中装置の保守および管理のため、乙の社員およびその指定する者が装置の据付場所に立ち入ることができるものとし、甲はこれに協力しなければならない。この場合、その者は必ず身分証明書を携行しなければならない。

2 前項の立ち入りに際して得た甲の業務上の秘密は、これを第三者に漏洩してはならない。

(契約不適合責任)

第18条 乙は、履行開始日以降、この装置の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものがあるときは、特別の定めのない限り、借上期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(甲の催告による解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、装置の納入期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 正当な理由なく、第19条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の装置を納入させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙がこの契約の装置の納品の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の装置の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (8) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法7条の2（同法8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (9) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の

刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条の3 第19条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（協議解除）

第20条 甲は、業務が完了するまでの間は、第19条及び第19条の2の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議の上、契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の損害賠償請求等）

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) この装置に契約不適合があるとき。

(2) 第19条又は第19条の2の規定により、装置の納入後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合においては、甲が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(1) 第19条又は第19条の2の規定により装置の納入前にこの契約が解除されたとき。

(2) 装置の納入前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号及び第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用

しない。

- 5 第2項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第19条の2第6号から第9号の規定によるときはこの限りではない。

(紛争の処理)

第22条 前条の協議によって、なおこの契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合は、東京地方裁判所を管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

上記契約の証として、甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

(総 則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 発注者である多摩市をいう。
- (2) 乙 多摩市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行なう者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行なう者又は団体
- (6) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
 - ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ. 前各号に掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実施に支障を生じさせる行為
- (7) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する又は解除することができる。

- (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 法人の役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどし

ていると認められるとき。

- (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かに係わらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
 - 4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行なうものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (2) 下請業者又は工事関係業者がある場合、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (3) この契約に関して乙の下請業者又は工事関係業者がある場合、乙は、下請契約等の締結に際して、第3条第1項及び第5条第1項により乙が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
- 2 乙が前項の報告、届出等を怠ったときは、甲は状況に応じて契約解除、入札参加停止又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者又は工事関係業者が報告を怠った場合も同様とする。
 - 3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。